

姫路市医師会との共催及び日医生涯教育認定講座取得について

生涯教育委員会
(平成 30 年 1 月改定)

各種研究会、団体が姫路市医師会との共催及び日医生涯教育認定講座単位取得を希望する場合は、次の条件を満たし、姫路市医師会長、生涯教育委員会委員長宛にその旨を届け出なければならない。

条件

1. 姫路市医師会員全体を対象とする。
特定の医師会員のみを対象とするものではないこと
対象者は、医師以外の医療関係者（コ・メディカル）が含まれていても可
講演者は医師以外でもよいが、主催者は医師会員であること
2. 日医生涯教育認定講座取得について（日本医師会の制度規定に従う）
○学習時間；1時間当たり1単位、最小単位は、30分0.5単位とする
○カリキュラムコード（略称CC;別紙）は、最短30分（0.5単位）で1CCを
主催者により設定できるが、基本的には
 - ・1時間、1カリキュラムコード、1単位
 - ・1演題、1カリキュラムコード（1時間以上でも同一演題には1CC）とする
3. 生涯教育委員会へ「日医生涯教育講座申出書」（様式1）により、少なくとも、講演会開催月の前月の第1水曜日（生涯教育委員会開催日）までに提出する。
※提出期限を過ぎた単位申請について
初回の提出期限を過ぎた単位申請に関しては生涯教育委員会にて承認の可否を諮るが、同主催団体の提出期限を過ぎた2回目以降の申請に関しては受付できないこととする。
4. 原則として講演会後の懇親会は行わない。
5. 製薬メーカーが製品の説明をおこなう場合は、講演前10分前後とする。
6. 原則として、講演内容に製薬メーカー名、商品名が入らないこと。
講演の題には、商品名を用いないこととするが、理解を助けるために、講演内容に商品名を用いることは可とする（最小限にすること）。
7. 「日医生涯教育講座申出書」（様式1）を提出する際に、会の会則及び世話人名簿を添付する（但し、初回申請時、および変更が生じた時に提出とする）。なお、主催が医師会や公的機関の場合はその限りではない。
（*会則には、会の名称、会の目的、創立の日付、世話人会の回数、学術講演

- 会の回数、共催団体名が含まれていること)。
- 8.単発の講演会であっても、学術的な意義があるものと生涯教育委員会が判断したものは認める。
 - 9.原則として、主催団体の構成員の過半数が姫路市医師会員であること
 - 10.申請を行う講演会の開催場所が、姫路市内であること。

<申請の手順>

「日医生涯教育申出書」(様式1)を姫路市医師会庶務課へ提出
(講演会開催予定日の前月の第1水曜日までの提出をお願いします)



生涯教育委員会(毎月第1水曜日)にて協議し、承認の可否を決定する



承認された場合、主催者より会長あての共催依頼文(様式2)を提出



姫路市医師会理事会(毎月第1、第3木曜日)にて、承認を得る

*添付書類

- ① 「日本医師会生涯教育カリキュラム<2016>カリキュラムコード(略称CC)
- ② (様式1)「日医生涯教育講座認定申出書」
- ③ (様式2);参考見本